

最高裁秘書第2433号

令和8年7月21日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和8年7月13日に答申（令和8年度（最情）答申第16号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和7年度（最情）諮問第46号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮問日：令和7年12月4日（令和7年度（最情）諮問第46号）

答申日：令和8年7月13日（令和8年度（最情）答申第16号）

件名：弁護士職務経験制度の応募事務所数が弁護士会別に書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「弁護士職務経験制度の応募事務所数が弁護士会別に書いてある文書（制度開始当初からの分）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は廃棄済みであるとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和7年10月14日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 最高裁判所において本件開示申出文書を探索したところ存在しなかった。
- 2 裁判所においては、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、保存期間を1年以上とする必要のないものは、短期保有文書として事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとしている（平成24年12月6日付け事務総長通達「司法行政文書の管理について」（以下「管理通達」という。）記第4の3の(4)、同日付け秘書課長通達「最高裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」（以下「実施通達」という。）記第11の2の(5)）。

本件開示申出文書に該当する文書を最高裁判所において取得し、弁護士職務経験を希望する者に配布したが、当該文書は、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、上記の配布をもって、組織内で共有又は保存する必要がないと整理し、廃棄しており、本件開示申出の時点で既に廃棄済みであった。

したがって、最高裁判所には、本件開示申出文書は存在しない。

- 3 これに対し、苦情申出人は、本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である旨を主張するが、最高裁判所において廃棄したことは上記のとおりである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和7年12月4日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和8年4月17日 審議
- ④ 同年5月22日 審議
- ⑤ 同年6月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書に該当する文書を最高裁判所において取得し、弁護士職務経験を希望する者に配布したが、当該文書は、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であることから、上記の配布をもって、組織内で共有又は保存する必要がないと整理し、廃棄しており、本件開示申出の時点で既に廃棄済みであったことを説明する。本件開示申出文書は、「弁護士職務経験制度の応募事務所数が弁護士会別を書いてある文書（制度開始当初からの分）」であるから、弁護士職務経験を希望する者に配布するために取得されるものであることが想定され、弁護士職務経験を希望する者に配布した後は不要になると考えられる。そうすると、本件開示申出文書に該当する文書は、管理通達記第4の3の(4)に定められた内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、

実施通達記第11の2の(5)により事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされる文書であると認められる。また、当委員会庶務を通じて確認した結果、本件開示申出時点において本件開示申出文書に該当する文書は廃棄済みであったことが認められた。これらの点からすれば、最高裁判所事務総長の前記の説明が不合理であるとは認められない。そのほかに、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

委員 長 戸 雅 子

委員 川 神 裕